

資料 2

健 第 806 号
令和 3 年 10 月 4 日

岡山県地方独立行政法人評価委員会
委員長 萩原 邦章 殿

岡山県知事 伊原木 隆太

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの役員報酬等の
支給基準の変更について（通知）

標記について、令和 3 年 9 月 17 日付け岡精医第 153 号により、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター理事長から別添のとおり届出がありましたので、地方独立行政法人法第 49 条第 1 項の規程に基づき通知します。



岡精医第153号
令和3年9月17日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

申請者 住 所 岡山市北区鹿田本町3-16
地方独立行政法人
岡山県精神科医療センター
氏 名 理事長 中島 豊爾

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員等報酬規程について（届出）

令和3年4月1日付けで標記の規程の一部を改正したので、地方独立行政法人法第56条第1項の規定により準用される同法48条第2項の規定により、別紙のとおり届け出いたします。



地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程の一部改正について

I. 改正理由

他の都道府県がどのような考え方で理事長等役員を選出しているのかは不明であるが、当センター理事長は、経営者として、地方独立行政法人設立以来、黒字経営を続けており、赤字経営の法人理事長と同等の規定を準用することに違和感がある。

県特別職の退職金制度は、県議会の承認を得て県民が認める制度であるならば、当センターの県民への貢献度は県特別職に劣るとは思えず、県特別職が適用される制度の準用は適当と判断する。

II. 改正内容

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程第12条および第13条について、以下のとおり改訂する。

(退職手当)

第12条 常勤役員の退職金の額は、退職の日におけるその者の月例年俸の額の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{1}$ の額に役員としての勤務期間を乗じて得た額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合に乗じて得た額の範囲内とする。

- 一 理事長 $\frac{2}{8}$
- 二 副理事長 $\frac{2}{4}$
- 三 常務理事 $\frac{1}{6}$

2 岡山県職員が法人の求めに応じて退職し、その退職の翌日から法人の役員となった場合であって、当該役員の任期が満了し、当該役員を退任し、引き続き岡山県職員となったときは、当該岡山県職員には退職手当を支給しない。

3 退職手当の支給は、その全額を、現金で、直接に支払わなければならない。ただし、本人からの申出により、第9条の規定の例により、支払うことができる。

(勤続期間の計算)

第13条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、常勤役員となった日から退職した日までの月数による。この場合において、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

III. 施行期日 令和3年4月1日

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程新旧対照表

改正案	現行
<p>(退職手当)</p> <p>第12条 常勤役員の退職金の額は、退職の日におけるその者の月例年俸の額の12分の1の額に役員としての勤務期間を乗じて得た額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>一 理事長 100分の28</p> <p>二 副理事長 100分の24</p> <p>三 常務理事 100分の16</p> <p>2 (現行のまま)</p> <p>3 (現行のまま)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第13条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、常勤役員となった日から退職した日までの月数による。この場合において、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この改正は、令和3年4月1日から適用する。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第12条 常勤役員の退職手当の額は、勤務1年につき月例年俸の額の12分の1の額の100分の100とし、評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての法人の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して100分の10以内の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとし、予算において定める。この場合における算定の基礎となる勤続期間の計算は、当該役員となった日の属する月から退職した日の属する月までとし、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 【省略】</p> <p>3 【省略】</p>

◎ 規程第 2 2 号

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第 2 条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、月例年俸、業績年俸及び通勤手当とする。

2 非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター職員給与規程及び地方独立行政法人岡山県精神科医療センター有期短時間勤務職員給与規定の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当は支給しない。

（支給日）

第 3 条 役員の報酬の支給日は、職員の例による。

（月例年俸等の額）

第 4 条 常勤役員の月例年俸の額、業績年俸の額及び年間の合計額は、次の表に定めるそれぞれの額以内の額とする。

区 分	月例年俸の額	業績年俸の額	合 計 額
理事長	11,700千円	4,300千円	16,000千円
副理事長	10,500千円	3,500千円	14,000千円
常務理事	7,300千円	2,700千円	10,000千円

（通勤手当）

第 5 条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

（業績年俸）

第 6 条 業績年俸は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 前項の規定によりそれぞれの基準日において在職する常勤役員に支払う業績年俸の額は、第 4 条の表に規定する額の 2 分の 1 の額とする。

3 業績年俸の額を定めるに当たっては、第 4 条の規定にかかわらず、岡山県地方独立行政法人評価委員会条例（平成 18 年岡山県条例第 60 号）第 1 条に規定する岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 月例年俸及び業績年俸の一時差止処分その他報酬の支給に関しては、職員に支給する期末手当又は勤勉手当の支給の例による。

（非常勤役員手当）

第 7 条 非常勤役員手当の額は、日額 30,000 円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤の役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相

当額を支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により月例年俸を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への口座振替の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、当該金額を当該役員に支払うべき報酬の金額から控除して支払うものとする。

2 前条第3項に規定する場合の役員の報酬の支払方法は、職員の例による。

(端数処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(退職手当)

第12条 常勤役員の退職金の額は、退職の日におけるその者の月例年俸の額の12分の1の額に役員としての勤務期間を乗じて得た額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合に乗じて得た額の範囲内とする。

一 理事長 100分の28

二 副理事長 100分の24

三 常務理事 100分の16

2 岡山県職員が法人の求めに応じて退職し、その退職の翌日から法人の役員となった場合であって、当該役員の任期が満了し、当該役員を退任し、引き続き岡山県職員となったときは、当該岡山県職員には退職手当を支給しない。

3 退職手当の支給は、その全額を、現金で、直接に支払わなければならない。ただし、本人からの申出により、第9条の規定の例により、支払うことができる。

(勤続期間の計算)

第13条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、常勤役員となった日から退職した日までの月数による。この場合において、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

1 この改正は令和3年4月1日から適用する。

(案)

令和3年10月4日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県地方独立行政法人評価委員会
委員長 萩原 邦章

意 見 書

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの役員報酬等の支給の基準の変更について、地方独立行政法人法（以下、「法」という。）第49条第2項の規定に基づく岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の意見は次のとおりである。

記

法第48条第2項に規定する役員報酬等の支給の基準の変更については、
○○○○○。

以上

(別紙) 規程改訂の主旨

(退職手当)

新	旧
<p>退職手当 = 報酬月額×在職勤務<u>月</u>数×補正率</p> <p>※補正率 理事長 : 28/100 副理事長 : 24/100 常務理事 : 16/100</p>	<p>退職手当 = 報酬月額×在職勤務<u>年</u>数</p> <p>※貢献度等により±10%の増減可</p>